

令和3年5月17日

各町立学校長 様

斜里町教育委員会  
教育長 岡田 秀明

緊急事態宣言を踏まえた学校における新型コロナウイルス感染症対策について（通知）

このことについて、全道的に新型コロナウイルス感染症の感染拡大がみられる状況にあることから、この度、国は緊急事態措置区域に北海道を追加し、全道域を緊急事態措置の対象として感染症対策を行うこととされ、北海道は、特に感染者数の急激な拡大がみられる石狩管内の市町村、小樽市及び旭川市を特定措置区域とし、より一層の強い対策を行うこととしました。

つきましては、感染症対策の具体的な内容は下記のとおりとなりますので、感染症対策の実効性の確保を図ってください。

なお、今後の感染状況に応じた対策について変更になった場合は、改めて通知します。

記

## 1 特定措置区域以外の区域（斜里町）の学校における留意事項

【期間：5月16日（日）～5月31日（月）まで】

### (1) 登下校・日課・授業

斜里町の行動基準は、現状と変わらず「レベル2」となりますが、北海道において警戒ステージが「ステージ5」となっていることを踏まえ、各教科および部活動については、より厳格に、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」（以下「衛生管理マニュアル」という。）による感染症対策の徹底を図ること。

### (2) 学校行事

ア 集団宿泊的行事（修学旅行や宿泊研修等）は、実施を見合わせる。

イ 感染のリスクが高い行事（運動会・体育祭や学校祭等）は、分散、縮小など感染症対策を十分に講じて実施できる場合は可能とするが、それができない場合は中止又は延期すること。

### (3) 部活動

ア 原則休止とするが、中体連等の大会（地区、全道）に出場する部活動に限り、練習は厳選して行うこと。

イ 合宿など宿泊を伴う活動や対外試合等を自粛すること。

（生涯学習課）